平成２６年（フ）第１０３９号
埼玉県志木市柏町２丁目28番30―107号
債務者　原　　弘昌
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目８番63号
債務者　重光　博史
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷４―308
債務者　福本　レミ
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
埼玉県三郷市番匠免１丁目22番地１　篠田ハイツＡ－１号室、旧住所埼玉県三郷市番匠免１丁目66番地16
債務者　森　　里美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
埼玉県八潮市大字伊勢野236番地　レヴィール八潮702号
債務者　山野辺千春（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７２７号
千葉県市川市塩浜４－２－57―103、住民票上の住所東京都江戸川区東葛西１丁目10番８号　株式会社岩井田運送
債務者　持田　主幸
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７６７号
千葉県市川市南大野３丁目12番17号　ハイネス大野４号
債務者　清水　章浩
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７６８号
千葉県船橋市夏見台１丁目19番10号　夏見ショッパーズ501号
債務者　久保　侑子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
千葉県香取市市和田315番地
債務者　小倉　美穂
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第１５８８号
愛知県瀬戸市幡野町137番地の１
債務者　安藤　久司
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７７号
沖縄県浦添市西原６－７－１　アメニティハウス102、住民票上の住所沖縄県島尻郡南風原町字与那覇543番地２　サンハイムうえはら703
債務者　新城　義和
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０１３１号
埼玉県八潮市緑町５丁目14―13
債務者　岩崎　勝之
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１８４号
東京都葛飾区東四つ木３丁目34－４
債務者　井口まゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１９１号
東京都調布市入間町１丁目12
債務者　奥田　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０１号
東京都練馬区春日町５丁目16―２―101
債務者　亀井　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０２号
東京都足立区西新井栄町１丁目12―１―204
債務者　板垣　洋一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０３号
千葉県千葉市中央区登戸４丁目４―14―103
債務者　岩下　恵介
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部